

安全衛生 あれこれ

増田労働衛生コンサルタント事務所
所長 増田 稔久

63

陥没事故と今後の課題

最近、散歩の道すがら漏水に気付いたことがあります。個人宅前のU字溝とアスファルト道路の境からじわじわと水が染み出していました。よく見ると道路面の端も僅かに浮いているようです。気がなったので、そのお宅を通じて水道局に連絡しました。すぐに担当者に来て点検し、翌日には改修工事が施され大事には至りませんでした。

ところで1月28日に埼玉県八潮市で道路の突然な陥没によりトラックが転落するという衝撃的な事故が発生しました。老朽化した下水管からの漏水により道路が陥没したと言われています。今後、全国で上下水道の点検がなされ、改修工事が行われると予想されます。八潮市の場合に前兆があったのか分かりませんが、私たちも市民の立場として何か不自然な異変に気付いたら、当局に通報しなければとの思いを強くした次第です。

厚労省「職場のあんぜんサイト」労働災害事例から引用
～下水管布設のための溝掘削工事における土砂崩壊～



その上下水道の点検や工事において労働災害が繰り返し発生しています。作業における危険のポイントと安全衛生上の留意点を紹介します。私たちの身近なところで起こり得る事故ですので、これを知っておくことは大切だと思います。

1、マンホールは蓋を

の下、換気と測定等を行い、特別教育を受けた者が作業に従事します。

3、掘削した地面の端部の土砂が崩れます。1mを超える深さにおいて、土砂が崩れ体に土圧を受けると内臓に致命的な損傷を受ける可能性があります。安衛則と「土止めライン」(平成15年厚労

開ければ、高所・水槽・流水によるリスクのある落とし穴となります。墜落防止の措置を講じます。

2、地下部は、酸欠、硫化水素中毒の危険場所です。酸欠則に従い、有資格者である作業主任者の指揮の下、換気と測定等を行い、特別教育を受けた者が作業に従事します。

3、掘削した地面の端部の土砂が崩れます。1mを超える深さにおいて、土砂が崩れ体に土圧を受けると内臓に致命的な損傷を受ける可能性があります。安衛則と「土止めライン」(平成15年厚労

さて、話は変わりますが今年も4月25日に名北協会の総会が予定されています。昨年のこと、会場の名古屋観光ホテルの建物に近づく、屋上の方から野鳥の美しい鳴き声が聞こえてきました。よく見ると「イソヒヨドリ」です。もともとは海岸にいる野鳥なのですが、最近ではビルを崖に見立てて市街地に進出していきます。今年も会えたらと楽しみにしています。